


## 「石垣市男女共同参画会議」委員の募集について



本市は平成28年に第3次石垣市男女共同参画計画「いしがきプラン」を策定いたしました。現在は、第3次いしがきプランの普及啓発に努め、互いを尊重しだれもが個性と能力を発揮できる安心のまちづくりを目指しています。

そこで、男女共同参画社会形成の推進や男女共同参画に関する施策のあり方について調査や審議をしていただく「石垣市男女共同参画会議」委員を、市民公募いたします。

石垣市の男女共同参画社会の推進にご協力いただける方をお待ちしております。

下記の要件をご確認のうえ、ご応募ください。

### ▼応募資格

石垣市に住所を有し、市内在住の20歳以上70歳未満の方で、男女共同参画の推進活動について意欲があり、その活動に従事できる方。

### ▼募集人員

市民公募委員：2名

※会議は市民公募、学識経験者、市職員によるメンバー約10名で組織されます。

※男女は問いません。

### ▼石垣市男女共同参画会議の仕事

当会議は諮問機関となっていますので、諮問された事項についての会議等に出席していただきます。

また、市が、市民や事業者（自治会等含む）と連携しながら行う、男女共同参画推進事業の支援をしていただきます。

#### ＜調査審議事項＞

- ▶男女共同参画計画案の策定に関すること。
- ▶男女共同参画に関する調査及び資料収集に関すること。
- ▶その他男女共同参画社会形成の推進に関すること。

▼委員の任期

委嘱の日（平成31年4月予定）から2年間です。

▼報酬

3,500円／1日

※ただし、報酬は全体会議出席時のみお支払いし、部会やその他の活動についてはボランティアでお願いいたします。

▼応募方法

「石垣市男女共同参画会議」委員応募用紙（別添）にご記入のうえ、FAX、メール等にて平和協働推進課まで提出してください。

応募用紙は、石垣市ホームページ、市役所（受付案内・平和協働推進課）、市立図書館、市健康福祉センターに用意してあります。

▼応募期間

平成31年3月11日（月）～平成31年3月28日（木）

▼決定通知

厳正なる審査のうえ、ご本人に通知します。

※応募者が多数の場合は、地域、年齢、性別等を考慮し選考させていただきます。

▼応募先及び問い合わせ先

〒907-8501 石垣市美崎町14番地

石垣市 市民保健部 平和協働推進課 平和・男女共同係

TEL 82-1253

FAX 83-9255

Eメール [heiwa@city.ishigaki.okinawa.jp](mailto:heiwa@city.ishigaki.okinawa.jp)

○石垣市男女共同参画会議規則

平成5年6月1日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、石垣市附属機関設置条例(昭和51年条例第28号)第2条の規定に基づき、石垣市男女共同参画会議(以下「会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 会議は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 男女共同参画計画案の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する調査及び資料収集に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会形成の推進に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員20人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 市の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 会長は、会議における審議の参考に供するため、必要と認める場合には委員でない者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 会議に特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会議の議を経て会長が指名する。
- 3 部会には部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選でこれを定める。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。